

## 部長会議付議事案書（報告）

（令和3年4月13日）

提案課名 国県事業推進課

報告者名 山本 正則

事案名	新東名高速道路のインターチェンジ・サービスエリアの名称素案に係る 意見照会について	有 資料 無
提案趣旨	<p>本件については、現在、新東名高速道路の伊勢原大山インターチェンジから（仮称）秦野インターチェンジまでの区間が令和3年度内の開通に向けて工事が進められています。この度、中日本高速道路株式会社よりインターチェンジ及びサービスエリアの名称素案についての意見照会がありましたので、この名称素案に対する市民の皆様のご意見を募集します</p>	
概要	<p>1 名称素案</p> <p>(1) <b>新秦野インターチェンジ</b>（工事名称：秦野インターチェンジ） （理由）インターチェンジの存する市名に、路線名を特徴づける「新」を附したものの。</p> <p>(2) <b>秦野丹沢サービスエリア</b>（工事名称：秦野サービスエリア） （理由）「丹沢」の裾野に位置し、所在地が明確に判別可能となることから、サービスエリアの存する市名の後に、著名地点「丹沢」を附したものの。</p> <p>2 意見募集について</p> <p>(1) 対象</p> <p>ア 秦野市に在住の人 イ 秦野市に通勤・通学されている人</p> <p>(2) 意見募集期間 令和3年4月21日（水）から同年5月21日（金）まで</p> <p>(3) 意見提出方法 各公民館、駅連絡所等に配布している意見提出用紙に氏名、ご意見等を明記し、郵送、FAX、電子メールまたは直接持参により、国県事業推進課に提出する。</p> <p>(4) 意見等について 提出された意見は、内容ごとに整理を行い、意見に対する市の考え方をホームページで公表します。</p> <p>(5) 市議会議員には議員連絡会にて情報提供する。</p>	

経過	平成30年11月 秦野サービスエリア（仮称）に関する要望書提出	
今後の進め方	1	令和3年4月16日 議員連絡会にて情報提供
	2	同 4月21日 意見募集開始 ホームページ及び公民館等
	3	同 5月1日 広報はだのへ掲載
	4	同 5月21～28日 意見の取りまとめ(公表)
	5	同 5月末日 中日本高速道路株式会社へ意見回答
	6	同 6月中旬 道路標識適正化委員会（確認・承諾）
	7	同 6月下旬 日本高速道路保有・債務返済機構により名称決定
	8	同 7月上旬 インターチェンジ及びサービスエリアの名称公表

## 新東名高速道路

### インターチェンジ・サービスエリア名称素案の意見募集

新東名高速道路（伊勢原大山インターチェンジから新御殿場インターチェンジ）について、中日本高速道路株式会社において、現在、工事が進められています。

この度、中日本高速道路株式会社より秦野市に存するインターチェンジ及びサービスエリアの名称素案についての意見照会がありましたので、この名称素案に対する市民の皆様のご意見を募集します。

なお、名称素案に対する意見を募集するもので、新たな名称案を募集するものではありません。

#### 1 名称素案

##### (1) インターチェンジ

開通後の名称素案	所在地	工事中の名称（仮称）
しんはだの <b>新秦野インターチェンジ</b>	秦野市 菖蒲・柳川・八沢	秦野インターチェンジ
<b>【理由】</b> インターチェンジの存する市名に、路線名を特徴づける「新」を附したものの。		

##### (2) サービスエリア

開通後の名称素案	所在地	工事中の名称（仮称）
はだのたんざわ <b>秦野丹沢サービスエリア</b>	秦野市 横野・戸川	秦野サービスエリア
<b>【理由】</b> 「丹沢」の裾野に位置し、所在地が明確に判別可能となることから、サービスエリアの存する市名の後に、著名地点「丹沢」を附したものの。		

#### 《参考》名称の考え方について

- ・ わかりやすく簡潔なもの。
- ・ 一般利用者の利便性を考慮し、所在地を明確に示すもの。
- ・ インターチェンジの名称は、市町村名を用いる。
- ・ サービスエリアの名称は、著名な地点又は地域名や市町村名を用いる。

#### 2 意見募集対象

- (1) 秦野市に在住の人
- (2) 秦野市に通勤・通学されている人

### 3 意見募集期間

令和3年4月21日（水）から令和3年5月21日（金）17時まで  
（※郵送は当日消印有効、FAX又は電子メールは当日17時到着分まで有効）

### 4 意見提出方法

意見提出用紙に氏名、年齢、住所及びご意見を明記し、郵送、FAX、電子メールまたは直接持参により、国県事業推進課へご提出ください。

### 5 意見募集の結果について

皆様からいただいたご意見は、内容ごとに取りまとめ、ご意見に対する考え方を市のホームページで公表します。

### 6 意見提出先・問い合わせ先

秦野市役所 建設部 国県事業推進課  
〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号  
TEL 0463-82-5746  
FAX 0463-84-4990  
E-mail kuniken@city.hadano.kanagawa.jp

**意見提出用紙**  
**新東名高速道路**  
**インターチェンジ・サービスエリア名称素案に対する意見**

提出日：令和 年 月 日

氏名 (名称)	(ふりがな)	年齢 (ねんれい)
		歳
住所 (所在地)	〒	
<b>① インターチェンジ</b>		
名称素案	しんはだの <b>新秦野インターチェンジ</b>	
ご意見等		
<b>② サービスエリア</b>		
名称素案	はだのたんざわ <b>秦野丹沢サービスエリア</b>	
ご意見等		

**【注意事項】**

- 1 名称素案に対する意見を募集するもので、新たな名称案を募集するものではありません。
- 2 提出されたご意見等に対し、個別の回答はいたしませんのでご了承ください。
- 3 個人情報については、秦野市個人情報保護条例の規定に基づき適切に管理します。
- 4 ご提出いただいた用紙等は、返却いたしません。

**ご意見の提出期限及び問い合わせ先**

<b>提出期限</b>	令和3年5月21日(金) 17時まで
<b>問い合わせ先</b>	秦野市役所 建設部 国県事業推進課 電話：0463-82-5746 FAX：0463-84-4990 E-mail：kuniken@city.hadano.kanagawa.jp

